令和5年度喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業補助要綱

4福保高介第1905号 令和5年2月28日

第1目的

この要綱は、「喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業実施要綱」(平成28年3月29日付27福保高介第1518号)に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和46年5月26日法律第30号)附則第4条第2項に定める登録研修機関の開設を促進し、喀痰吸引等の医療的ケアを実施することのできる介護職員を養成し、もって喀痰吸引等が必要な者に対するサービスの質の向上を図るため、東京都(以下「都」という。)が予算の範囲内で補助するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助金の対象とする事業は、都が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和46年5月26日法律第30号)附則第4条第2項に定める登録研修機関に対して喀痰吸引等研修に必要な機械器具の購入経費を補助する事業とする。

第3 補助対象事業者

この要綱による補助は、別紙1の第1に掲げる要件を満たす事業者に対して行うものとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- 1 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下、「暴力団 条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力 団等(暴力団並びに暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同上第4号に規 定する暴力団関係者をいう。以下、同じ。)に該当する者があるもの

第4 補助対象経費

この要綱による補助の対象経費は、喀痰吸引等研修機関登録等事業実施要綱(平成24年4月1日付23福保高介第1810号。以下、「登録要綱」という。)8(1)エ(イ)に定める喀痰吸引等研修に必要な機械器具の購入に必要な経費で、別紙1の第2の第1欄に掲げるものとする。ただし、登録に必要な経費として適当と認められない費用を除く。

第5 補助金の額

この補助金は、次の1及び2により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 別紙1の第2の第2欄に定める基準額と、別紙1の第2の第1欄に定める対象経費の実支出額又は総事業費それぞれから寄附金その他の収入額を控除した額のうち、最も少ない額を選定する。
- 2 1により選出された額の合計に、別紙1の第2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を、交付額とする。

第6 交付申請

この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、補助金 交付申請書(別記第1号様式)を東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなけれ ばならない。

第7 交付決定及び通知

知事は、交付申請があったときは、提出された補助金交付申請書(別記第1号様式) その他関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の 交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

第8 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したとき(令和5年3月末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、補助事業の事業実績報告書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、 その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適 合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは当該年度内事業の実績に応 じて交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第11 請求

補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、補助事業者は、請求書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

第12 補足

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日後に都における初回の登録研修機関に係る登録を受けた者が、要綱の施行日前において、登録研修機関を開設するために別紙1の第2で定める経費を支弁した場合、当該経費を交付の対象とする。

補 助 条 件

1 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微な変更については、この限りでない。

- (1)補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、あらかじめ、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助対象外

次の場合は、この要綱による補助対象としない。

- (1) この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助制度により、 当該事業の経費の一部を負担している場合
- (2) その他登録に必要な経費として適当と認められない場合

4 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号)の別表の処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 財産処分に伴う収入の納付

知事は、4の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

6 財産の管理義務

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、 補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、そ の効率的な運用を図らなければならない。

7 関係書類の管理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

8 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入税額控除が0円の場合を含 む。)は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

9 事業変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容、若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

10 補助事業の遂行命令

- (1) 知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が、補助金の交付決定の 内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業 者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命じることができる。
- (2) 知事は、補助事業者がこの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じることができる。

11 是正のための措置

- (1) 知事は、10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の 内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当 該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることが できる。
- (2)補助事業者は、(1)の命令により必要な措置をした場合は、本要綱第9の規定による実績報告を行わなければならない。

12 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令又 は要綱に違反したとき。
- (2) (1) の規定は、本要綱第10の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。
- (3) 本要綱第7の規定は、(1) により措置した場合について準用する。

13 補助金の返還

知事は、12の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金の返還を命ずる。本要綱第10の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

14 違約加算金

- (1) 補助事業者は、12の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) (1) により違約加算金を計算する際の1か年の日数は閏年に係わらず365 日とする。
- (3) (1) により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助事業者の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付された金額はまず当該返還すべき補助金の額に充てられたものとする。

15 延滞金

(1)補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円

未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 14(2)及び(3)の規定は延滞金について準用する。

16 他の補助金等の一時停止等

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第1 喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業に係る補助対象事業者の要件

- 1 登録要綱に基づき、都の登録研修機関の登録を受けた民間事業者であること。ただし、都における初回の登録に限る。
- 2 登録研修機関の法人及びグループ企業以外の介護職員を喀痰吸引等研修の対象者とすること。
- 3 喀痰吸引等研修の基本研修を毎年度1回以上実施する予定であること。

第2 喀痰吸引等登録研修機関開設準備経費支援事業に係る補助対象経費

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
喀痰吸引等研修に必要な機械器具(吸引装置		
一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、	2,000千円	10/10
吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺		
蘇生訓練用機材一式、人体解剖模型)購入費		
(*)		

(*) 都における初回の登録研修機関登録日の前3か月間に係る実支出額